

野田市地域防災計画 (修正素案)

平成 28 年度修正

野田市防災会議

震 災 編
(修正素案)

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

2. 海上自衛隊下総教育航空群

- 1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4. 日本通運株式会社

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

8. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関すること

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人野田市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人野田市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

4. 野田市薬剤師会

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 薬剤師との連絡調整に関すること

5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区

- (1) 柔道整復医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報及び連絡に関すること

8. 野田市赤十字奉仕団

- (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する
こと
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合

- (1) 災害時における応急活動の協力に関すること
- (2) 道路の復旧に関すること
- (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること

10. 野田市建築業組合

- (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関する事
- (2) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関する事

11. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食料及び物資の供給に関する事
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事

12. 東葛北部、五駄、南部、江川、福田、木野崎の各土地改良区
農地及び農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関する事

13. 一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関する事

14. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事
- (3) 災害時における防災活動に関する事

15. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事

第8 市民等及び事業所等

1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。
 - ア 地震情報発表時のとるべき行動の確認
 - イ 住宅の耐震診断・改修等
 - ウ 食料・飲料水等の備蓄（3日分以上）
 - エ 非常持出品の準備
 - オ 家具・大型家電の転倒防止
 - カ ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
 - キ 家族との緊急連絡方法の確認
 - ク 発災時に一時的に避難できる場所及び避難経路の確認
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市又は県が実施する災害対策に積極的に協力すること

(4) その他

ア 指定避難所避難者数

- ・建物被害による避難を要する者 . . . 33,342 人①

※建物の全壊や焼失が想定される人口の全てと、半壊が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定。

- ・建物被害による指定避難所避難者 . . . 21,673 人②

※①のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・断水による避難を要する者 . . . 24,294 人③

※断水が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定（市内の災害時の井戸の活用も考慮）

- ・断水による指定避難所避難者数 . . . 15,791 人④

※③のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・合計指定避難所避難者数 (②+④) . . . 37,464 人

※指定避難所収容可能人数 . . . 64,237 人

イ 帰宅困難者 . . . 10,099 人

※国勢調査結果「従業・通学者数」より、市内の滞留人口に帰宅困難率を乗じて想定。

自宅までの距離	帰宅困難率
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難率=0%）
10km～20km	帰宅困難率は1km遠くなるごとに10%増加
20km以上	全員帰宅困難（帰宅困難率=100%）

ウ 自力脱出困難者 . . . 847 人

※建物の倒壊により内部に閉じ込められる人を推定。

3. 過去の災害教訓の伝承

企画財政部は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し適切に保存するとともに、市民等に閲覧できるよう公開に努める。

〈防災広報の内容〉

ア 地域防災計画の概要	イ 各防災機関の震災対策
ウ 地震に関する一般知識	エ 出火の防止及び初期消火の心得
オ 室内外地下等における地震発生時の心得	カ 避難路、避難地
キ 避難方法、避難時の心得	ク 食料、救急用品等非常持出し品の準備
ケ 地震に関するドライバーの心得	コ 救助救護の方法
サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得	シ 学校施設等の防災対策
ス 地震発生時の緊急初動措置	セ ライフライン施設の耐震性
ソ 建物の耐震対策、家具の固定	タ 災害危険箇所
チ 自主防災活動の実施	ツ 防災訓練の実施
テ 地震に関する調査結果	ト 講演会、シンポジウム等の実施
ナ 発生した災害の情報及び市の対応	

第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域市民等による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練

市民生活部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年1回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 訓練の実施時期

市民、関係団体の参加に適切な時期に実施する。

(2) 訓練内容

毎年度、次の事項を基本として、最も効果的な方法により実施するものとする。

ア 現地災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 煙体験訓練
キ 救出・救護訓練	ク 火災防御訓練
ケ 物資輸送配給訓練	コ 給水、炊き出し訓練
サ 指定避難所開設訓練	シ 各種復旧訓練

(3) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、海上自衛隊、民間協力団体等

第5節 地震に強いまちづくり

体系	担当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

第1 市街地の不燃化・耐震化

1. 建築物の不燃化の促進

都市部は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

都市部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化の指導を進め建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

また、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

3. 既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

(1) 住宅及び特定建築物の耐震化

- ア 地震ハザードマップを用いた啓発、知識の普及
- イ 相談体制の整備・情報提供の充実
- ウ パンフレットの配布、相談会の開催等
- エ リフォームに合わせた耐震改修の誘導策

オ 自治会等との連携

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、平成 32 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修促進法による指導、助言等を行う。

4. 生活空間の危険性の除去

(1) ブロック塀等の安全対策

都市部は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月 千葉県）に基づき、次の対策を実施する。

ア 市民等に対するブロック塀等の転倒防止への注意の啓発

イ ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握

ウ 危険なブロック塀等の所有者への改善指導

エ 小学校・中学校の通学路に面したブロック塀等の点検パトロール

(2) 落下物・倒壊物対策

都市部は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成 2 年 11 月 千葉県）に基づき、窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐために、次の対策を講じる。

ア 市民に対する落下物防止の注意啓発

イ 落下の危険がある箇所の把握

ウ 落下の危険がある箇所の所有者への改善指導

(3) 家具・大型家電の転倒防止

市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(4) 高齢者・障がい者への支援

保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。

第2 道路・橋梁等の安全化

1. 道路

(1) 市の対策

土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路となる可能性のある路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 県の対策

区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。

(3) 国の対策

道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、地震に対する補強整備を行っている。

1. 上水道施設

水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

(2) 浄水場・配水場施設

浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。特に、下流側の配水管の破損による貯・留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、浄配水場に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

(3) 送配水管施設

経年管の取り替えを計画的に進める。

(4) 非常用の揚水施設の整備

震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場及び耐震性貯水槽の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。

(5) 図面等の整備

災害時における応急復旧及び給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。
なお、図面は分散保管する。

2. 下水道施設

土木部は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分については、清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

、応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を締結する。

(1) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(2) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。

(3) 図面等の整備

災害時における応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。
なお、図面は分散保管する。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス受入設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備及び緊急遮断装

置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

5. 液化石油ガス

LPガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置及びマイコンメーター等の安全器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

6. 通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

7. 鉄道

東武鉄道株式会社は、被害を最小限にするために、構造物耐震性・耐水性の強化、情報連絡設備の充実、復旧体制の整備を行う。

第7節 応急対策の環境整備

項目	担当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	市民生活部	
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、保健福祉部、市民生活部	野田市医師会、野田健康福祉センター、救急病院等医療機関
第3 給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第4 緊急輸送体制の整備	市民生活部	
第5 ボランティア受入れのための環境整備	保健福祉部	
第6 広域応援体制の整備	市民生活部	

第1 備蓄・物流対策

1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーを**持つ**家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

2. 行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

市民生活部は、市役所、櫛のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計13箇所に、備蓄品の整備を図る。

〈備蓄目標の設定〉

- ・地震発生後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。なお、大規模災害時の混乱時であることを考慮し1日2食とする。
- ・建物倒壊により自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者を対象とする。

○食料（一般） $93,670 \text{ 人} \times 81.8\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 96,543 \text{ 食}$

○食料（要援護者用：おかゆ、粉ミルク）

$93,670 \text{ 人} \times 18\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 21,244 \text{ 食}$

※ 93,670 人＝3日間の延避難者数

81.8%＝3～69歳の人口比、18%＝左記以外の人口比

70%＝家庭等備蓄利用者を3割と想定することによる市の備蓄割合

90%＝県が1割備蓄することによる市の備蓄割合

○飲料水 $93,670 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 90\% = 118,024 \text{ 本}$

- 毛布 $37,464 \text{ 人} \times 50\% \times 90\% = 16,858 \text{ 枚}$
 - ※ 37,464 人=最大避難者数
 - ※ 50%=家庭等備蓄利用者を5割と想定することによる市の備蓄割合
- トイレ $37,464 \text{ 人} \times 95.45\% \div 60 \text{ 基} \times 90\% = 536 \text{ 個}$
 - ※ 95.45%=おむつ利用者分除く
 - ※ 60基=60人に1基を想定
- 生理用品 $93,670 \text{ 人} \times 17.41\% \times 50\% \div 4 \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 11,007 \text{ 枚}$
 - ※ 17.41%=全人口のうち12~51歳の女性の割合 (27,358/157,183人)
- 紙おむつ(乳幼児) $93,670 \text{ 人} \times 3.18\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 8,042 \text{ 枚}$
 - ※ 3.18%=0~3歳の割合 (4,995/157,183人)
- 紙おむつ(大人:パンツ型) $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 90\% = 1,154 \text{ 枚}$
 - ※ 1.37%=要介護3以上の割合 (2,153/157,183人)
- 紙おむつ(大人:尿漏れパット) $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 3,464 \text{ 枚}$
- 防水シート $37,464 \text{ 人} \times 50 \text{ 枚} \div 300 \text{ 人} = 6,243 \text{ 枚}$

(2) 民間との協定締結

市民生活部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下13箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。

市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

3. 指定避難所への備蓄

市民生活部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

第2 救急・救護・保健衛生体制の整備

1. 市民等の救護能力の向上

消防本部は、市民等の自主救護能力を向上させるために、普通救命講習会や地域防災訓練において救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動を行う。

2. 応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

保健福祉部は、野田市医師会等との協議により医療救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター、日本赤十字社千葉県支部及び救

急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、保健福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。

(3) 医薬品等の確保

保健福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用 MCA 無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

3. 保健衛生体制の整備

健康福祉センターは、平常時から市と連携し、指定避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

第3 給水体制の整備

1. 給水資機材の整備

水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実に努める。

2. 井戸の活用

市民生活部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

3. 受水施設の活用

受水設備のある施設については、施設管理者が給水設備（蛇口）を整備し、直接給水を可能とする。

第4 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路の指定

市民生活部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

2. 輸送拠点の整備

市民生活部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

3. 車両等の確保体制の整備

市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。
また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1. 受入れ体制等の整備

保健福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

2. ボランティア意識の啓発

保健福祉部は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に市民等とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアの育成

保健福祉部は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第6 広域応援体制の整備

1. 広域応援協定の締結

市民生活部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

2. 受入れ体制の整備

市民生活部は、災害時に消防や自治体の応援を受け入れるための、集結地の選定や対応方法など受入れ体制を検討する。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- (1) 地域市民は、「避難行動要支援者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域市民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 自治会又は自主防災組織は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- (4) 自治会又は自主防災組織は他の避難支援等関係者と連携するとともに、地域の実状に応じた必要な資機材を、日頃より検討し準備する。
- (5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が市民と共生できるよう、地域ぐるみ福祉ネットワーク等の結成を推進する。
- (6) 企画財政部は、外国人の安全な避難に関し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

2. 野田市避難行動要支援者の支援計画

市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、野田市避難行動要支援者の支援計画（全体計画）を作成し、この計画に基づいて支援対策を実施する。

第2 避難行動要支援者への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

支援を要する者の範囲として、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者（以下「基準」という。）を避難行動要支援者とする。

- ① 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯のもの
- ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者
- ⑥ 基準①に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、基準②～④に該当しない障がい者又は基準⑤に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
- ⑦ 乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
- ⑧ 妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
- ⑨ 外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの

- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

5. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

6. 避難行動要支援者の個別計画の作成

市は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別計画の作成を推進する。

7. 防災設備等の整備

保健福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

8. 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備及び避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

- (1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- (2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

〈福祉避難所の条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等〉

- | |
|---|
| ア 建物自体の安全性が確保されていること |
| イ バリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性及び利便性が確保されること |
| ウ 避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること |

障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。

(3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	関宿北部地区…関宿公民館 関宿中部地区…いちいのホール 関宿南部地区…木間ヶ瀬公民館 川間地区…川間公民館 北部地区…北コミュニティセンター 中央地区…中央出張所 東部地区…東部公民館 南部地区…南コミュニティセンター 福田地区…福田公民館
活動内容	支部長・副支部長（4人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。 ・担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事 ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関する事 ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関する事 ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、市民生活部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア 災害対策本部の配備体制の変更に関する事 イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関する事 ウ 災害救助法の適用に関する事 エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関する事 オ 災害対策経費の処理に関する事 カ その他災害対策の重要事項に関する事

〈災害対策本部 組織図〉



〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。 ・国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに各部への提供に関する事。
電話対応班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関する事（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関する事。
渉外調整班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関する事。 ・各班との調整に関する事。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関する事。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関する事。

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関する事。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関する事。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関する事。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関する事。 ・本部長の特命事項に関する事。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関する事 ◎被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ◎住宅の応急修理に関する事。 ◎住宅関係の障害物の除去に関する事。 ・仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事。 ・住宅関係の障害物の除去に関する事。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ◎仮設住宅の入居者選定に関する事。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		次木親野井土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関する事。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関する事。 ・被災者の健康管理に関する事。 ・防疫に関する事。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事。 ・災害ボランティアセンターに関する事。
		障がい者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。
		高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		こぶし園長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		児童家庭課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・応急保育に関する事。
		人権・男女共同参画推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・相談支援に関する事。

第3節 災害広報

項目	担当	関係機関
第1 災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2 広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3 報道機関への対応	広報班	

第1 災害時の広報

1. 市災害対策本部の広報

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段のほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

災害発生直後の広報	ア 地震・気象情報の伝達 イ 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ウ 避難の準備情報・勧告・指示の周知 エ 市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請
応急活動時の広報	ア 地震に関する情報（被害や余震の情報） イ 避難に関する情報 ウ ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み エ 生活関連情報（給水、給食、その他の市の行う応急対策）
消火・救助の広報	ア 火災の発生防止及び初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること

(2) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回
ウ 災害広報紙の発行	エ メール及びツイッター
オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示

2. 野田警察署の広報

野田警察署は、次の広報を行う。

ア 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動
イ 道路交通規制に関すること
ウ 防犯指導等の犯罪予防に関すること
エ 避難に関すること

第4節 災害派遣・応援要請

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第6 広域避難の受入れ	総括班	

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難若しくは人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。

〈災害派遣要請の手続〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

第2 救助救急活動

1. 消防の活動

(1) 救助活動

消火・救助班及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は、知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

救助活動の原則は、次のとおりである。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する（医師等によるトリアージの実施）。

オ 傷病者が多数発生した場合は、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班との連携により効果的な救護活動を行う。

カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急手当、搬送について協力を求める。

(2) 救急活動

消火・救助班は、負傷者を救急車にて医療救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

(3) 惨事ストレス対策

消火・救助班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

2. 警察の活動

(1) 救出・救護活動

野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

警察の措置要領は以下のとおりである。

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救護活動に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社等関係機関と積極的に協力し、警察の組織及び機能を挙げて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救急隊、医療救護所に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

第6節 医療救護・防疫活動

項目	担当	関係機関
第1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会により編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）等により診療等を行う。

1. 初動医療体制の整備

(1) 医療救護班の編成

災害対策本部は、災害時において多数の傷病者が発生したとき又は医療機関の被害等によりその機能停止や対応ができなくなったとき、野田市医師会に対して野田市医師会災害医療救護対策本部（以下「災害医療救護対策本部」という。）の設置、医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、必要に応じて野田市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部野田市地区長に医療救護班への派遣を要請する。

野田市医師会長は自ら必要と認めたときは、災害対策本部長の要請を待たずに、災害医療救護対策本部を設置、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する医療救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(3) 医療救護所の設置

災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により災害医療救護対策本部と協議して選定する。

医療救護班は、医療救護所において、傷病者の緊急度判定（トリアージ）及び応急措置並びに軽症者に対する医療を行い、必要に応じ後方医療機関への転送を指示する。

なお、市に災害救助法が適用され、県医療救護班が派遣された場合は、県災害医療本部の指示による。

〈医療救護所〉

- ① 医療法人社団福聚会 東葛飾病院（中戸 13）
- ② 医療法人社団真療会 野田病院（中里 1554-1）
- ③ 医療法人社団圭春会 小張総合病院（横内 29-1）
- ④ キッコーマン総合病院（宮崎 100）
- ⑤ 医療法人社団喜晴会 野田中央病院（二ツ塚 148）

2. 被災者の健康管理

野田健康福祉センターは、避難生活が長期化するときは、指定避難所に救護センターを設置する。

3. 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）については、原則として医薬品は医療救護所となる医療機関に配置する市による備蓄品を使用するものとし、資器材は医療機関が保有するものを使用する。

また、県により編成される医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。

保健救護班は、災害対策本部を通じ患部の洗浄等のために必要な水の供給を給水班に要請する。

なお、医療資器材等に不足が生じた時は県の備蓄品等の供給を要請するほか、医療資器材等取扱い業者及び市内各医療機関等に協力を要請して調達に努める。

(2) 血液等の確保

保健救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

4. 後方医療体制

消防・救助班は、医療救護所等で対応できないときは、後方医療施設に搬送する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	東京慈恵医大付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）

5. 搬送体制

救出現場から医療救護所までの重症者の搬送は、消火・救助班が救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプター等により行う。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

6. 医療要援護者への対応

医療救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 保健衛生活動

1. 被災者の健康管理

(1) 巡回医療の実施

野田健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。

ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

イ 災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市と連携して予防活動を実施する。

ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、予防活動を継続的に実施する。

2. 飲料水の安全確保対策

給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、**直ち**に巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第3 防疫活動

1. 防疫体制の確立

保健救護班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田健康福祉センターは、医師会**及び保健**救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

(2) 消毒の実施

保健救護班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自主的に散布するよう指導を行う。

また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への措置

野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

第7節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難活動	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第4 広域一時滞在の要請	総括班	

第1 避難活動

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種類	内容	基準の目安
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき
<u>避難指示(緊急)</u>	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれが大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき 災害対策基本法第63条	
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	指定された市の参集職員が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

<支部連絡所一覧>

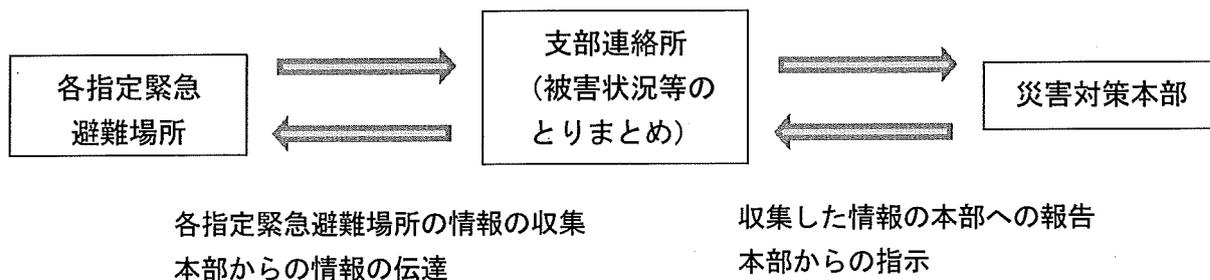
ア 関宿北部地区…関宿公民館	イ 関宿中部地区…いちいのホール
ウ 関宿南部地区…木間ヶ瀬公民館	エ 川間地区…川間公民館
オ 北部地区…北コミュニティセンター	カ 中央地区…中央出張所
キ 東部地区…東部公民館	ク 南部地区…南コミュニティセンター
ケ 福田地区…福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は、次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関する事
- エ 指定緊急避難場所以外の避難住民の対応に関する事

<支部連絡所の情報収集伝達体制>



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者**又は職員**が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間 （勤務時間内）に 震度5強以上の地震 が発生した場合	施設が閉まっている時間 （勤務時間外）に 震度5強以上の地震 が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者 又は職員 が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い参集が遅延する場合、小中学校の体育館においては、自主防災組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

1. 上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

2. 下水道施設

土木班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に当たる。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害に対して、人身事故の防止及び設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

2. 保育乳幼児の安全確保

要配慮者班及び保育所（園）長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

3. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行う。

4. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の参集計画により参集し、保育乳幼児・児童・生徒の安否を確認する。要配慮者班及び学校班は、これら安否情報について把握する。

5. 指定避難所開設への支援

学校長等は、施設管理に必要な所属職員を確保し、指定避難所の開設等市の行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い所属職員はその業務に従事する。

第2 応急教育

1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、市民情報班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続の臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

保健救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 指定避難所との区分

避難所班及び学校長等は、避難収容場所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、指定避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

また、被害を受けた学校給食用物資に関しては、被災市長はその状況について県災害対策本部支部を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。県災害対策本部においては、被害物資量を把握し、県学校給食会に対し、その物資の確保について要望するものとする。

(5) 学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

第19節 災害救助法の適用

項目	担当	関係機関
第1 災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第2 災害救助法の適用手続	要配慮者班	
第3 災害救助法による救助の実施機関	各班	

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段
災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が厚生労働大臣と協議	基準省令第1条※	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第1項第2号※

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第4号の内閣府令で定める基準を定める省令

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家			
	3世帯	滅失住家	1世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである。大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるをいう。その他：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものであるをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事（本部事務局経由）に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第1節 市民生活の安定

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸公共職業安定所野田出張所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、日本赤十字社千葉県支部野田市地区
第2 地域経済への支援	物資班	

第1 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金等の支給等

要配慮者班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「野田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民等に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

2. 生活福祉資金の貸付

野田市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 災害見舞金の交付

要配慮者班は、「野田市災害見舞金品交付要綱」に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を交付する。

4. 被災者生活再建支援金の支給

要配慮者班は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

第2節 活動体制の準備

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量及び通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社NTTドコモ	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東武鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

第4節 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
県警察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
東武鉄道株式会社	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>

第1節 活動体制

第1 市の活動体制

1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1配備をとる。

2. 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供
- (5) その他必要な事項

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東武鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

(2) 広報手段

- ア 防災行政無線による広報
- イ メールによる広報
- ウ ホームページによる広報

第2 下水道対策

土木班は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

- (1) ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視及び点検の強化及び整備を実施する。
- (2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検及び整備を行う。

2. 危険物等に対する措置

- (1) 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近市民等の安全確保のため必要な措置をとる。
- (2) 苛性ソーダの残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

第3 電気対策

1. 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱又は無断工事をしないこと
- イ 断線又は電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること

2. 株式会社NTTドコモ

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策

第1 学校等対策

学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ 学校等に残留し保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。
 - エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。
 - オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。
 - カ 校長は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
 - キ 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
 - ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

保健救護班は民間医療機関に対し、医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設対策

要配慮者班、社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

第9節 救護救援・防疫・保健活動対策

第1 救護救援対策

保健救護班は、医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

第2 防疫対策

保健救護班は、野田健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関する事
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び薬剤備蓄量の確認に関する事

第3 保健活動対策

保健救護班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について、要配慮者班と協力の上把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、避難行動要支援者の状況の把握等情報収集を行う。
なお、避難行動要支援者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断された場合は、野田健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

風 水 害 編
(修正素案)

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関する事

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

2. 海上自衛隊下総教育航空群

- 1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4. 日本通運株式会社

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事

8. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関する事

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関する事
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関する事
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関する事
- (2) 災害時における救助物質及び避難者の輸送の協力に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及及び警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事

(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人野田市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人野田市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

4. 野田市薬剤師会

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 薬剤師との連絡調整に関すること

5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区

- (1) 柔道整復医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報及び連絡に関すること

8. 野田市赤十字奉仕団

- (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する
こと
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合

- (1) 災害時における応急活動の協力に関すること
- (2) 道路の復旧に関すること
- (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること

第3節 各種災害の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第2 土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第3 風害防止対策	市民生活部、自然経済推進部、都市部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第4 雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

第1 水害予防対策

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

1. 河川改修の計画

直轄1級河川である利根川、江戸川及び利根運河については、国が直接改修工事を行い、流域の浸水被害の軽減に大きく貢献している。また、県知事管理の1級河川の座生川については、将来の流域の市街化に備え、50年に1度降る大雨を想定し、その大雨を流すことができる水量（基本高水流量）を190m³/sという安全度の高い流量を想定して改修が完了している。さらに、江戸川の水位が高くなった場合に備え、河道沿いに5箇所の調整池を設置している。くり堀川についても、準用河川としての河川改修により、治水機能の整備を図る。

しかし、河川の流域での宅地開発等による市街化の進展及び下水道、道路等の生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。

今後、さらに河川の治水、安全度を高めるために、土木部は雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を必要に応じ講ずる。

2. 河川の管理

土木部は、管理する河川、排水路等に堆積したごみ、ヘドロ等を除去し、流水の適切な機能確保と水質浄化、臭気対策を図り、水辺環境の適切な維持に努める。

3. 洪水ハザードマップの作成と公共

土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。

なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。

4. 公共下水道（雨水）の整備

土木部は、公共下水道全体計画区域の管渠整備を推進し、整備区域の拡大を図るとともに、水質汚濁を防止する。

特に雨水排水については、浸水発生のおそれのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。

また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

5. 雨水流出抑制施策の推進

土木部は、集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き、調節地の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として、積極的に活用する。

特に道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り、透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

また、大規模工場や大規模店舗、レストラン等の駐車場並びに個人の住宅についても雨水浸透対策として協力を求める。

第2 土砂災害防止対策

市民生活部は、土砂災害の防止対策として土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第1「土砂災害の防止」を準用する。

第3 風害防止対策

1. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備の風圧荷重は、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計しており、建築物は、建築基準法に基づき設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

2. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施及び移動電源車の配備を実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

3. 立木・街路樹対策

都市部は、立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切断したり、塀を壊したりする場合も多く、枝おろし、支柱等の手入れや措置を講ずる。

(2) 主要幹線の除雪区分

一般国道、主要地方道及び一般県道については、各道路管理者が次のとおり行う。

また、市道については、道路の性格、地域及び気象条件及び交通量等の条件を考え、第一から三種を決定し、行う。

種類	道路種別	除雪目標
第一種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施する。
第三種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。

(3) 除雪作業

土木部は、除雪作業に当たり、状況に応じて関係業者の協力を得て、人力及び機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等や、砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

2. 電力施設対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備及び配電線設備の着雪防止対策等に努める。

3. 通信施設対策

各通信事業者は、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策及び災害予防体制等を実施する。

4. 農作物対策

農作物が雪害を被る場合として、積雪の重さによるものが大きいと思われる。

自然経済推進部は、農作物の雪害防止について、農業協同組合等を通じて指導し、被害の軽減を図る。

第1節 災害応急活動体制

項目	担当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制		
第3 災害対策本部の体制	総括班	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班、対策要員部班、各班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員	備考 (水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備 次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき (3) <u>利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき</u>	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備 次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) <u>利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき</u>	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒体制
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想される とき ウ <u>利根川又は江戸川氾濫危険</u> 情報の発表が見込まれる とき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想される とき イ <u>利根川又は江戸川氾濫危険</u> 情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想される とき イ <u>利根川又は江戸川氾濫発生</u> 情報が発表されたとき 及び発表が予想される とき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び 予想される とき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	関宿北部地区…県立関宿城博物館 関宿南部地区…木間ヶ瀬小学校 北部地区…北コミュニティセンター 東部地区…東部公民館 福田地区…福田公民館	関宿中部地区…いちいのホール 川間地区…川間公民館 中央地区…中央出張所 南部地区…南コミュニティセンター
活動内容	支部長・副支部長（4人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。 ・担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事 ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関する事 ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関する事 ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置	

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市长、教育長、理事、市民生活部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア 災害対策本部の配備体制の変更に関する事 イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関する事 ウ 災害救助法の適用に関する事 エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関する事 オ 災害対策経費の処理に関する事 カ その他災害対策の重要事項に関する事

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 分掌事務

各部長は、市長(本部長)の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(5) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

〈災害対策本部 組織図〉



〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。

■特命班（各部からの応援要請で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び各部への提供に関すること。
電話対応班		指名による	・市民等からの電話問合せ、連絡受付けに関すること（コールセンター）。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

■各班共回事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共回事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への<u>引渡し</u>に関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関する事 ◎被災建築物の応急危険度判定に関する事 ◎住宅の応急修理に関する事 ◎住宅関係の障害物の除去に関する事 ・仮設住宅の設置及び管理に関する事 ・住家被害認定調査に関する事
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事 ・住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎仮設住宅の入居者選定に関する事
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関する事
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事
		次木親野井土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関する事 ・医療資器材及び医薬品の確保に関する事 ・被災者の健康管理に関する事 ・防疫に関する事
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・災害救助法の適用に関する事 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事 ・災害ボランティアセンターに関する事
		障がい者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉避難所の開設・運営に関する事 ・避難行動要支援者支援に関する事
		高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		こぶし園長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		児童家庭課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・応急保育に関する事
		人権・男女共同参画推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・相談支援に関する事

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報・大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

なお、詳細は、野田市消防計画による。

〈火災気象通報の基準〉

- | |
|--|
| ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上） |
|--|

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

〈洪水予報・水防警報の水位（m）〉

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	6.70	7.10
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	<u>8.10</u>	<u>8.40</u>
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	<u>8.20</u>	<u>8.50</u>

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

総括班は、大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の判断を行う。

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉

種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防準備体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (7) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなると認めるとき。 (3) 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事業 (1) 各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2) 市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3) 防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4) 市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。</p>
水防注意体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (7) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報 (本編第4章第2節参照)</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなると認めるとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めるときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域等の巡回を行い被害を認めるときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。</p>
水防警戒体制	<p>(始期) 1. 台風等の異常気象が認められた場合は次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは警戒体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 (本編第4章第1節参照) ア 水防活動用気象警報 イ 水防活動用洪水警報 (7) 大雨警報 イ 水防活動用洪水警報 (2) 水防法(第10条の2)に基づくもの (本編第4章第2節参照) ア 利根川・江戸川洪水警報 (3) 水防法(第10条の2)に基づき行う水防警報 (本編第4章第2節参照) 2. 台風等により、市内の一部に水害が発生した場合に指揮官が指示したとき。</p> <p>(終期) 1. 次に1項目以上の場合は水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除され、又は市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなると認めるとき。 2. 水防警戒体制から水防非常第1配備体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めるときは適切処置をとると共に本部長並びに(県)現地指導班長に連絡する。 (3) 水防資機材の整備配地を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。 (5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 本部長の裁量により、人員配置を行い市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。</p>

2. 消防本部の体制及び活動

水防管理者（市長）は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者（市長）は次の場合、野田市消防本部に対し、出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある場合
- イ 気象状況等により、危険が予知される場合

(2) 出動

水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。

- ア 水防警報が発表されたとき
- イ 知事から出動の指示があったとき
- ウ 河川の水位が**氾濫**注意水位に達したとき
- エ その他必要と認められたとき

(3) 活動

水災の発生が予想される時又は発生したときは、事前計画に基づき、次のとおり水防活動を実施する。

ア 水防（消防）隊の編成

水防管理者（市長）による警戒配備の指示の発令を受けたときは、別命を待たず、次の体制に入り、水防警戒体制を強化するものとする。

(ア) 消防本部隊

消防本部を水防警戒体制に切り替え本部に各班を置く。

(イ) 消防署・分署隊

消防署・分署隊においては、非番員を非常編成し、強化する。

(ウ) 水防（消防）団隊

消防団は自動的に切り替え、本部を消防本部内に置く。

イ 監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視・警戒を実施する。また、資材準備を行う。

ウ 水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請があったとき又は監視警戒の状況報告その他により必要部隊を運用し水防作業にあたる。

エ 警戒区域の設定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の**立入り禁止**、**立入り制限**、区域外への退去を命ずる。また、洪水により著しい危険が切迫していると認められる区域の居住者に対し、水防管理者は避難のため立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない。

オ 水防活動実施報告

水防警報の「出動」発令時以降、解除までの間は、水防本部が県東葛飾土木事務所に対し、水防計画の定めに従い、水防活動実施報告（水防警報）をする。

消防長は、水防本部の情報連絡責任者に対し、これに準じた報告又は情報提供を行う。

カ 決壊時の措置

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長に対し、その旨を緊急報告する。

キ 協力応援

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長を通じて、野田警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時又はそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

ク 水防活動体制の解除と事後措置

水位が氾濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防本部に報告する。

また、水防解除の命が下ったときは、これを市民に知らせるとともに、水防計画に定める水防活動実施報告書を作成し、水防本部長に報告する。

第6節 医療救護・防疫活動

項目	担当	関係機関
第1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療救護

風水害等により傷病者が発生した場合は、消火・救助班による医療機関への搬送と治療が実施される。多数の傷病者が発生した場合は、医師会等の協力により現場に救護所を設置して応急医療救護を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第1「応急医療救護」を準用する。

第2 保健衛生活動

保健救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田健康福祉センターと連携して、健康管理のための指定避難所救護センター設置、巡回医療などを実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第2「保健衛生活動」を準用する。

第3 防疫活動

保健救護班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。

第7節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難勧告・指示等	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	

第1 避難勧告・指示等

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。

〈避難基準の目安〉

避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
<u>避難準備情報</u>	○栗橋観測所 3時間後に <u>氾濫危険水位</u> に達すると予想される状況（ <u>氾濫警戒情報</u> が発令されたとき）	避難行動要支援者	避難準備
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	○栗橋観測所 <u>氾濫危険水位</u> に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて <u>氾濫危険水位</u> に達すると予想されるとき	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて <u>氾濫危険水位</u> に達すると予想されるとき（ <u>氾濫警戒情報</u> が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要支援者	避難
		一般	避難開始
<u>避難指示（緊急）</u>	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、 <u>氾濫危険水位</u> に到達した状況（ <u>氾濫危険情報</u> が発令されたとき）	避難行動要支援者	直ちに避難完了
		一般	

〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難勧告・指示等の内容〉

ア	避難対象地域（町名、施設名）
イ	避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
ウ	避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
エ	避難経路
オ	その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。

(3) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により、必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、家庭内備蓄である飲料水・食料3日分や必要な資機材等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の支部連絡所を開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している <u>施設</u> の管理者 <u>又は職員</u> が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

<支部連絡所一覧>

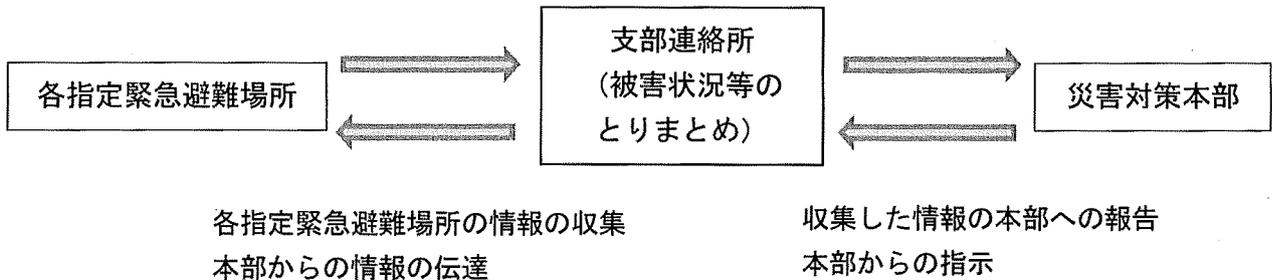
ア 関宿北部地区…県立関宿城博物館	イ 関宿中部地区…いちいのホール
ウ 関宿南部地区…木間ヶ瀬小学校	エ 川間地区…川間公民館
オ 北部地区…北コミュニティセンター	カ 中央地区…中央出張所
キ 東部地区…東部公民館	ク 南部地区…南コミュニティセンター
ケ 福田地区…福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は次のとおりとする。

ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
エ 場所以外の避難住民の対応に関すること

<支部連絡所の情報収集伝達体制>



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の指定避難所を開設する。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

※指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生した場合、被害の拡大を防止する措置により、機能の維持及び供給を継続する。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第1「ライフライン施設」を準用する。

第2 交通施設

鉄道事業者及び道路管理者は、あらかじめ定められた基準に基づき、運転規制等を行う。また、管理する施設の被害状況を把握し、通行禁止措置や応急復旧措置を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第2「交通施設」を準用する。

第3 公共施設

各班は、利用者等の安全確保及び所管施設の被災状況の調査等を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第3「公共施設」に準拠する。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

学校長等は、災害のおそれのある場合、児童・生徒・保育乳幼児の安全を確保し避難を行う。また、児童・生徒・保育乳幼児は、保護者に引き渡すまで学校や指定避難所等で保護を行う。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第1「災害発生時の対応」を準用する。

第2 応急教育

学校班及び学校長は、災害後、速やかに学校の再開を目指して復旧を行う。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第2「応急教育」を準用する。

第3 応急保育

要配慮者班及び保育所（園）長は、保育所（園）の被害状況を把握し、応急保育を実施する。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第3「応急保育」を準用する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、利用者の安全を確保するとともに、施設の応急復旧を実施する。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第4「社会教育施設の対策」を準用する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、市に報告する。

対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第5「文化財の確認」を準用する。

大規模事故編 (修正素案)

第1節 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

1. 基本方針

市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。

また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。

核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

6. 放射性物質に関する教育・訓練

県、環境部及び市民生活部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携をし放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、おおむね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

総括班は県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

総括班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況及び人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

〈県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目〉

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 工業製品調査	ク 廃棄物調査
ケ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	

(2) 市の措置

環境衛生班は、給水班や物資班等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

4. 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル (OIL:Operational Intervention Level) に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。

〈OIL と防護措置について〉

原子力災害対策指針 (平成 27 年 8 月)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	OIL 2	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u>	<u>20 μSv/h</u> <u>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</u>

飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	<u>OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u>	<u>0.5 μSv/h</u> <u>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</u>			<u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>
	OIL 6	<u>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</u>	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、鳥、 その他	<u>1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</u>
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プロトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

(単位： μ Sv/h=毎時マイクロシーベルト、Bq/kg=ベクレル)

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

資料編
(修正素案)

○野田市防災会議委員の構成

区 分	職 名
会 長	野田市長
第1号委員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 <u>国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所</u> <u>農林水産省関東農政局千葉県拠点</u>
第2号委員 (県職員)	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第3号委員	千葉県野田警察署
第4号委員	自主防災組織
第5号委員	学識経験者
第6号委員 (市職員)	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第7号委員	野田市教育長
第8号委員 (消防長及び消防団長)	野田市消防長 野田市消防団長
第9号委員 (指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話株式会社 <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 東武鉄道株式会社 野田ガス株式会社
第10号委員 (公募に応じた市民)	公募委員 公募委員 公募委員 公募委員
第11号委員 (<u>その他市長が必要と認める者</u>)	陸上自衛隊需品学校 千葉県トラック協会野田支部 一般社団法人野田市医師会 一般社団法人野田市歯科医師会 野田市薬剤師会 野田市小中学校長会 野田市女性団体連絡協議会 野田市赤十字奉仕団 野田市障がい者団体連絡会 いきいきクラブ連合会 野田市立保育所保護者会

○野田市災害対策本部組織図



班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関する事 ◎被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ◎住宅の応急修理に関する事。 ◎住宅関係の障害物の除去に関する事。 ・仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事。 ・住宅関係の障害物の除去に関する事。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ◎仮設住宅の入居者選定に関する事。
都市班	都市部長	都市整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木班・住宅班の応援に関する事。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木班・住宅班の応援に関する事。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木班・住宅班の応援に関する事。
		次木親野井土地区画整理事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木班・住宅班の応援に関する事。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関する事。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関する事。 ・被災者の健康管理に関する事。 ・防疫に関する事。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事。 ・災害ボランティアセンターに関する事。
		障がい者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。
		高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		こぶし園長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		児童家庭課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・応急保育に関する事。
		人権・男女共同参画推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・相談支援に関する事。

○野田市自主防災組織育成補助金交付規則

平成18年3月31日

野田市規則第21号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主防災組織資機材等補助金（第3条—第13条）
- 第3章 自主防災組織活動補助金（第14条—第24条）
- 第4章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。

第2章 自主防災組織資機材等補助金

（資機材等補助金）

第3条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。

2 資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。

（平27規則49・一部改正）

（資機材等補助金の額等）

第4条 資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（平27規則49・全改）

（交付の申請）

第5条 資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織資機材等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 組織及び任務分担
- (4) 資機材等の整備に係る見積書

（平27規則49・一部改正）

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
- (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度1回以上実施するよう努めること。

(平 27 規則 49・一部改正)

(変更の申請)

第8条 第6条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 収支決算書

(資機材等補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、資機材等補助金の額を確定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(資機材等補助金の交付等)

第12条 前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体が、資機材等補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。
- 4 資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

(資機材等補助金の返還)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。
- (2) 資機材等補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

(平 27 規則 49・一部改正)

第3章 自主防災組織活動補助金

(活動補助金)

第14条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、1度につき1回に限るものとする。

(平 27 規則 49・一部改正)

(活動補助金の額)

第 15 条 活動補助金の額は、200 円に自主防災組織を構成する世帯の数(以下「構成世帯数」という。)を乗じて得た額以内の額とする。

(平 27 規則 49・一部改正)

(交付の申請)

第 16 条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書(別記第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 17 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付(不交付)決定通知書(別記第 10 号様式)により前条の自主防災組織に通知するものとする。

(交付の条件)

第 18 条 市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
- (2) 防災訓練を実施すること。

(平 27 規則 49・一部改正)

(変更の申請)

第 19 条 第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織(以下「活動補助金交付団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書(別記第 11 号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第 20 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認(不承認)通知書(別記第 12 号様式)により活動補助金交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 21 条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書(別記第 13 号様式)を市長に提出しなければならない。

(活動補助金の額の確定)

第 22 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書(別記第 14 号様式)により活動補助金交付団体に通知するものとする。

(活動補助金の交付)

第 23 条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書(別記第 15 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

(活動補助金の返還)

第 24 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査により活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。

- (2) 活動補助金を他の用途に使用したとき。
 (3) この規則又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。

(平 27 規則 49・一部改正)

第4章 雑 則

(補 則)

第 25 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(野田市自主防災組織防災資機材交付規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 野田市自主防災組織防災資機材交付規則 (平成 7 年野田市規則第 39 号)

(2) 野田市自主防災組織防災活動補助金交付規則 (平成 7 年野田市規則第 40 号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の野田市自主防災組織防災資機材交付規則の規定により資機材の交付を受けた自主防災組織は、第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金の交付を受けたものとみなす。

(資機材等補助金に関する特例措置)

4 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により資機材等補助金の交付を受けた自主防災組織が一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって当該資機材等補助金の交付の決定を受けた日から 4 年を経過した日以後に資機材等の整備を行うときは、1 回を限度として再度資機材等補助金の交付を受けることができるものとする。

(平成 27 規則 49・追加)

5 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	(1) <u>第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,800 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。</u> (2) <u>前項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、100,000 円に、900 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。</u>

(平 27 規則 493・追加)

(活動補助金に関する特例措置)

6 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条の規定にかかわらず、防災活動として、初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導及び被災者支援の防災訓練のうち 3 種類以上のものを 1 年度内に実施した場合における活動補助金の額は、構成世帯数に 250 円を乗じて得た額以内の額とする。

(平 27 規則 49・追加)

附 則 (平成 23 年 5 月 19 日野田市規則第 29 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用紙については、当分の間、

2 自主防災 資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則

これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年9月30日野田市規則第49号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別表(第4条)

(平27規則49・追加)

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,500円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別記第1号様式(第5条)

(平23規則29・平27規則49・一部改正)

○野田市自主防災組織一覧

平成29年3月1日現在

地区		組 織 名	結成年月日
関宿北部	1	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	2	上谷中自主防災会	平成9年3月16日
	3	上谷中団地自主防災会	平成9年3月16日
	4	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年2月18日
	5	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	6	台町上町自治会防災会	平成26年9月1日
	7	台町中下町自主防災会	平成10年2月15日
	8	西町自主防災会	平成11年3月1日
	9	元町・内町自主防災会	平成8年3月1日
関宿中部	10	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
	11	親野井2自主防災会	平成21年2月5日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日
	13	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	14	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第三自治会自主防災会	平成25年4月1日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月9日
	25	古布内山坪第六自治会自主防災会	平成20年5月30日
	26	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	28	次木第1自主防災会	平成14年1月27日
	29	次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日
	30	次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日
	31	西高野自治会防災会	平成24年7月9日
	32	新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日
	33	東高野自主防災会	平成10年2月15日
	34	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年2月15日
	35	ひがし台自主防災会	平成8年3月1日
	36	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日
	37	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日
	38	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日
	39	東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日
	40	平井自主防災会	平成11年3月1日
	関宿南部	41	新宿団地自主防災会
42		新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日
43		飯塚自主防災会	平成10年2月15日
44		内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日
45		大山自主防災会	平成15年12月16日
46		岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日
47		上納谷自治会防災会	平成27年4月1日

地区		組 織 名	結成年月日
関宿南部	48	鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日
	49	小作自主防災会	平成12年2月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年4月6日
	51	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	52	×切自治会防災会	平成26年6月11日
	53	下根自主防災会	平成8年3月1日
	54	砂南区自主防災会	平成11年3月1日
	55	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	56	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	57	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	58	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	60	前村自治会防災会	平成26年4月1日
	61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月9日
63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日	
64	武者土自治会防災会	平成26年6月16日	
65	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日	
川間	66	阿部自治会自主防災会	平成20年5月12日
	67	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	68	尾崎10区自主防災会	平成8年2月19日
	69	尾崎11区自衛防災団	平成8年4月1日
	70	小山自治会自主防災会	平成26年4月13日
	71	川間台自治会自主防災会	平成24年12月4日
	72	けやき台自主防災会	平成28年4月1日
	73	つくし野自治会自主防災会	平成22年6月10日
	74	堂山自治会防災対策委員会	平成8年4月18日
	75	中里上自治会防災会	平成25年8月30日
	76	中里下自治会防災会	平成26年3月30日
	77	東金野井自主防災会	平成8年2月19日
	78	日の出町自主防災会	平成8年3月26日
	79	船形上自主防災会	平成26年6月20日
	80	船形中自治会自主防災会	平成24年8月25日
81	船形下自治会防災会	平成26年5月20日	
北部	82	岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名二区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名三区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名四区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	86	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	87	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	88	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年6月23日
	89	岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	90	春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	91	春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	92	春日第三自主防災会	平成18年7月7日
	93	川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	94	光葉町自治会防災会	平成24年7月1日
	95	五木自治会防災会	平成8年3月19日
	96	こばと団地自治会自主防災会	平成19年12月13日

地区		組 織 名	結成年月日
北部	97	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	103	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	104	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	105	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	106	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
	107	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	108	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日
	109	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	110	蕃昌区第6自治会自主防災会	平成20年5月20日
	111	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	112	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	113	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
114	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
115	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
116	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
117	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	
中央	118	鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日
	119	上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日
	120	上花輪4-1自主防災組合	平成23年7月15日
	121	清水第1自治会防災部	平成9年8月27日
	122	清水第2自治会防災会	平成27年9月1日
	123	清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日
	124	清水第4防災会	平成9年7月16日
	125	清水第5自治会自主防災会	平成8年7月8日
	126	清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日
	127	清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日
	128	清水第八自治会防災会	平成18年12月6日
	129	清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日
	130	すみらんど自主防災会	平成12年4月21日
	131	太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日
	132	太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日
	133	太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日
	134	太子堂第4防災会	平成8年2月15日
	135	太子堂第五自治会防災会	平成27年4月21日
	136	堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日
	137	堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日
	138	堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日
	139	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	140	仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日
	141	仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日
	142	仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日
	143	仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	144	仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	145	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日

地区		組 織 名	結成年月日
中央	146	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	147	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	148	野田桜の里四季のまちI防災会	平成25年12月1日
	149	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日
東部	150	鶴奉第一自治会防災会	平成27年4月1日
	151	鶴奉第2自治会自主防災会	平成12年12月20日
	152	ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日
	153	中根第1自治会防災会	平成22年7月1日
	154	中根第2自治会自主防災会	平成18年4月21日
	155	中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日
	156	中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日
	157	中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日
	158	中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日
	159	中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日
	160	中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日
	161	中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日
	162	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年7月15日
	163	宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	164	宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日
	165	目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	166	柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	167	柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
168	柳沢第3・第8自主防災会	平成10年9月9日	
南部	169	今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日
	170	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日
	171	運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日
	172	永大団地自主防災会	平成24年5月14日
	173	大崎自主防災会	平成24年3月5日
	174	大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日
	175	県営野田山崎防災会	平成22年3月30日
	176	交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年8月6日
	177	桜木自主防災会	平成17年12月15日
	178	桜台自主防災会	平成19年6月25日
	179	里区自治会自主防災会	平成17年4月1日
	180	宿自治会防災会	平成28年4月17日
	181	大成防災会	平成18年3月27日
	182	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	183	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	184	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	185	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	186	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	187	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	188	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	189	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	190	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	191	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	192	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	193	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	194	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日

2 自主防災 資料2-2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
南部	195	やまばと会防災会	平成24年7月10日
	196	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	197	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
福田	198	下町自主防災会	平成9年4月28日
	199	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	200	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	201	灰毛自治会	平成8年3月19日
	202	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	203	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	204	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	205	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	206	わかくさ台防災会	平成23年2月2日
合計		206組織	

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
1	台町稻荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	<u>野田市立</u> 関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町香取神社	関宿元町 <u>89</u>
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原Y字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作香取神社	桐ヶ作 1567
21	<u>野田市立</u> 二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	<u>野田市立</u> 二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 <u>479</u>
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	<u>野田市</u> 関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第30分団1部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	<u>野田市立</u> 木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ヶ瀬 2454-18
39	<u>野田市</u> いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井香取神社	平井 210-1
41	<u>野田市</u> 関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	<u>野田市立</u> 木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根香取神社	木間ヶ瀬 5887

3 情報連絡 資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	<u>野田市立</u> 尾崎小学校	尾崎 1413-2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	<u>野田市立</u> 川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	<u>野田市立</u> 川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	泉一丁目 3-1
78	消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	<u>野田市</u> 北コミュニティーセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	<u>野田市立</u> 岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	<u>野田市立</u> 北部中学校	谷津 672-1
90	<u>野田市立</u> 七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

3 情報連絡 資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	蕤打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	野田市立 岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	野田市立 北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	光葉町一丁目 26-1
103	光葉町第六公園	光葉町三丁目 11-1
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	野田市立 柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	光葉町一丁目 47
109	野田市 総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	野田市立 清水台小学校	清水 786
116	清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	野田市 東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	野田市立 東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	消防本部	宮崎 126-2
137	野田市立 宮崎小学校	宮崎 55-1
138	野田市立 第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725-1
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	野田市 榎のホール	中野台 168-1

3 情報連絡 資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
143	野田市立中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市営上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	野田市立第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	野田市立中根保育所	中根 30-1
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	野田市立福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	野田市立福田中学校	瀬戸 990
171	野田市立福田保育所	木野崎 1648-6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 439
182	野田市老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	野田市立南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

3 情報連絡 資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
191	野田市立南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	野田市南コミュニティーセンター	山崎 2005-3
195	野田市立山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎新町 19-4
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	野田市立みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき3号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	野田市立福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜・デイハウスけやきの杜（生活介護サービス(株)）	山崎 1448-1
65	グループホームすずらん（関東介護サービス(株)）	中里 1564-2
66	グループホームバンヤンツリー関宿（(有)サンミルクサービス）	木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス(株)）	宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷・デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス(株)）	東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム（(有)ワイオハ）	瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	木間ヶ瀬 6129
71	きららほ一む・ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	目吹 2011-3
72	ここち野田（(株)ベネッセスタイルケア）	山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（(株)ユーフォリア）	宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	上花輪新町 14
75	<u>コビープリスクールあたご保育所</u>	<u>宮崎 101-1</u>
76	野田市立東部保育所	鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	山崎 1214
78	野田市立北部保育所	谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	中野台 17
81	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1
82	<u>アスク古布内保育園（(株)日本保育サービス）</u>	古布内 1527-13
83	<u>聖華保育園（(社)聖華）</u>	上三ヶ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（(株)コビーアンドアソシエイツ）	中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（(株)コビーアンドアソシエイツ）	<u>なみき2丁目 3-3</u>
86	アスク七光台保育園（(株)日本保育サービス）	谷津 367
87	アスク川間保育園（(株)日本保育サービス）	尾崎 853-1
88	<u>コビープリスクールさくらのさと保育園（(社)コビーソシオ）</u>	<u>桜の里一丁目 1-5</u>
89	<u>すくすく保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）</u>	山崎 1952
90	<u>特別養護老人ホームいきいきタウン野田</u>	<u>野田市中里 193</u>
91	<u>野田病院別棟付属施設 こすもす</u>	<u>野田市中里 1555-2</u>
92	<u>特別養護老人ホーム 船形サルビア荘（社会福祉法人円融会）</u>	<u>野田市船形 297-2</u>

3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿

	設置場所又は使用場所	呼出番号
指定緊急避難場所	野田市立二川中学校	360
指定緊急避難場所	野田市立関宿中学校	361
指定緊急避難場所	千葉県立清水高等学校	371
指定緊急避難場所	学校法人千葉武陽学園西武台千葉高等学校	372
指定緊急避難場所	千葉県立野田中央高等学校	373
指定緊急避難場所	千葉県立関宿高等学校	374
市施設	野田市立野田幼稚園	381
指定緊急避難場所	野田市立関宿南部幼稚園	382
指定緊急避難場所	野田市立関宿中部幼稚園	383
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	384
指定緊急避難場所	野田市立木間ヶ瀬保育所	385
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	386
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	391
指定緊急避難場所	千葉県立野田看護専門学校	392
指定緊急避難場所	千葉県立関宿城博物館	393
ライフライン	野田ガス(株)	401
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社野田事務所	402
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	403
医療機関	小張総合病院	451
医療機関	門倉医院	452
医療機関	野田病院	453
医療機関	キッコーマン総合病院	454
指定緊急避難場所	東京理科大学	501
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	502
指定緊急避難場所	アルフレッサ ファーマ(株)	503
携帯局	災害対策本部活動用 (16台)	601~616
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	621
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	622
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	623
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	624
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	625
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	626
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	627
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	628
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	629
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	630
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	631
携帯局	補修事務所	632
携帯局	水道部 (5台)	641~645
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	651
携帯局	消防本部 警防課	719
携帯局	消防署 中央分署	729
携帯局	消防署 南分署	739
携帯局	消防署 北分署	749
携帯局	消防署 関宿分署	759
携帯局	消防署 関宿北出張所	769
車載局	災害対策活動用 (21台)	801~826 811~812 821~833
車載局	市施設 水道部 (5台)	841~845
携帯局	消防団 (56台)	911~917 921~928 931~935 941~946 951~956 961~968 971~986

○防災関係機関の電話

機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311	
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	636-721
東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

○災害広報の例文

〔例文 1〕 地震情報

◎ 注意喚起

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性あります。まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

◎ 屋外行動向け

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性あります。屋外では、落下物やブロック塀の倒壊に注意し、身の安全を守ってください。

〔例文 2〕 気象情報

◎ 特別警報発令

こちらは防災野田です。当地域に、〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況をみて避難行動をとってください。

※「〇〇」は大雨、暴風、暴風雪、大雪

〔例文 3〕 火災に関する情報

◎ 通電火災予防

こちらは防災野田です。避難所に避難する場合は、火災を予防するため、家の電源を落としてください。ブレーカーを落としてください。

◎ 通電火災予防

こちらは防災野田です。地震の発生により、停電が発生しています。復旧の際、電気製品による火災の危険があります。不要な器具はコンセントを抜いてください。また、避難の際は、ブレーカーを切ってください。

◎ 火災の発生

こちらは防災野田です。〇〇付近で火災が発生しています。〇棟が消失し、現在も延焼中です。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎ 火災による避難指示

こちらは防災野田です。現在、〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

〔例文 4〕 竜巻に関する情報

◎ 竜巻の発生に関する情報

こちらは防災野田です。野田市周辺で、竜巻と思われる突風が発生した模様です。直ちに身を守る行動を起こしてください。

◎ 竜巻発災情報

こちらは防災野田です。市内に竜巻と思われる突風が発生しました。電線の切断、倒木の可能性がありますので、注意してください。

〔例文 5〕 避難関係情報

◎ 避難準備情報・高齢者避難開始

こちらは防災野田です。〇時〇分、□□地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。

※「□□」は地区名又は大字名等

◎ 避難勧告

こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎ 避難指示（緊急）

こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に避難指示（緊急）が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎ 解除

こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区の避難（準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急））は解除されました。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

〔例文 6〕 避難に関する情報

◎ 避難所の開設

こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇、〇〇で避難所を開設しました。避難の必要人は、家族で避難し、できるだけ非常用持出品を用意してください。

※「〇〇」は避難所名

◎ 医療救護所の開設

こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇で医療救護所を開設しました。ケガをされた人は、〇〇病院に行ってください。

※「〇〇」は病院名

〔例文 7〕 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み

◎ 被害状況

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、□□地区、□□地区の家具などに多数の被害が発生しています。緊急の電話に備え、緊急以外の連絡や安否確認の電話は控えてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

※「〇〇」は地震等の災害名称。「□□」は地区名又は大字名等

◎ 二次災害発生の見込み

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、倒木や電線の切断が発生しています。屋外での行動は控えてください。屋外で行動する場合は、落下物やブロック塀の倒壊に注意してください。

※「〇〇」は地震等の災害名称

◎ 余震情報

こちらは防災野田です。〇時〇分に、〇〇県□□を震源とした、大きな地震が発生しました。市内の震度は〇です。今後も余震の発生が考えられます。落ち着いて行動してください。

※「〇〇」は都県名。「□□」は地区名等

◎ 浸水情報

こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は全域浸水しています。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎ 災害の発生情報

こちらは防災野田です。現在〇〇地区で、□□が発生しています。現在、（消火、救助）活動を実施しています。テレビ、ラジオなどにより、正しい情報を確認してください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等。「□□」は火災等の災害名称

〔例文 8〕 市民のとりべき行動、自主防災活動の要請

◎ 安否確認

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。近所で声を掛け合い、安否確認を行ってください。

◎ 屋外行動

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。屋外で行動している人は、ラジオ等の正しい情報を周りの人と共有してください。デマにまどわされないように、落ち着いて行動してください。

◎ 避難行動

こちらは防災野田です。避難場所に向かう時は、高齢者、身体の不自由な人に声をかけ、助け合って避難してください。

◎ 避難行動

こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は広い範囲で浸水しています。自宅で避難している人は、できるだけ2階など、上の階に避難してください。身の安全を守ってください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎ 災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、水道が断線しています。災害時協力井戸に登録している方は、井戸による給水の協力をお願いします。

※「〇〇」は災害名称

◎ 衛生管理

こちらは防災野田です。市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸して飲むなど衛生面に十分注意して下さい。

また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

〔例文 9〕 ライフライン及び交通機関の被害状況並びに復旧の見込み

◎ 被害状況

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、現在、電気（又は、ガス、水道）は全て供給を停止しています。（又は、電話も不通となっています。）復旧の見通しは立っていません。ラジオなどの情報に、注意し、デマにまどわされまいように、落ち着いて行動してください。

※「〇〇」は災害名称

◎ 交通規制情報

こちらは防災野田です。現在、〇〇の発生により市内の（全て・〇〇地区の）道路で車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。ラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

※「〇〇」は災害名称

◎ 鉄道運行情報

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、東武鉄道野田店、伊勢崎線、つくばエクスプレス、常磐線は全ての運転を見合わせています。運転再開の見通しは立っていません。

※「〇〇」は災害名称

【例文 10】 生活関連情報

◎ 応急給水の実施

こちらは防災野田です。ただいま、〇〇で応急給水を行っています。時間は、〇時までの予定です。（給水は一世帯〇リットルまでとなります。）ポリタンク等持参してください。

※「〇〇」は施設名称

◎ 炊き出しの実施

こちらは防災野田です。〇時から、〇〇で炊き出しを行います。

※「〇〇」は施設名称

◎ 災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。市内の災害時協力井戸で給水を行っています。ポリ容器などを持参ください。給水は井戸所有者の指示に従ってください。

◎ 救援物資の配給

こちらは防災野田です。〇時から〇〇で救援物資の配給を行います。配給の物品は（食料、衣類、生活用品）です。

※「〇〇」は施設名称

【例文 11】 東海地震関連に関する情報

◎ 注意情報発表時

こちらは防災野田です。〇時〇分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎ 警戒宣言発令

こちらは防災野田です。〇時〇分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、2・3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。

一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。

テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎ 警戒宣言の解除

こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。〇月〇日 〇時〇分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、〇月〇日 〇時〇分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

○指定緊急避難場所一覧 [地震・大規模事故対応]

指定 避難 所	地 区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆	関 宿 北 部 地 区	1	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒 家 143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
		2	関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三軒 家 143-4	広場	30,200	70	2.0	10,570
		3	関宿あおぞら広場	野田市関宿町 1396	広場	7,723	70	2.0	2,703
☆		4	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		5	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
校庭					9,625	70	2.0	3,368	
体育館					1,089	70	3.3	231	
☆		6	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町 171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
校庭	7,668				70	2.0	2,683		
体育館	1,060				70	3.3	224		
	7	元町香取神社	野田市関宿元町 88	境内	1,093	70	2.0	382	
	8	下納谷浅間神社	野田市関宿台町 1006	境内	2,611	70	2.0	913	
☆	関 宿 中 部 地 区	9	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		10	関宿幼稚園	野田市新田戸 522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
☆		11	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
校庭					8,321	70	2.0	2,912	
体育館					1,184	70	3.3	251	
		12	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453 - 1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
☆		13	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 - 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		14	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
校庭					23,022	70	2.0	8,057	
体育館	750				70	3.3	159		
	15	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527 - 13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614	
	16	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098	
☆	17	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247	
敷地				4,852	70	2.0	1,698		

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1 関宿支所 (7198)1111 関宿コミュニティ会館 (7198)1941	建物	4,604	65	3.3	906
					駐車場	2,767	70	2.0	968
☆		19	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		20	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
☆		21	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
					校庭	9,876	70	2.0	3,456
					体育館	795	70	3.3	168
		22	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
☆		23	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393-1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
					校庭	13,672	70	2.0	4,785
					体育館	748	70	3.3	158
		24	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
☆	南	25	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
					校庭	7,019	70	2.0	2,456
					体育館	1,198	70	3.3	254
☆	部	26	野田市関宿総合公園(体育館)	野田市平井401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
					園内	20,918	70	2.0	7,321
☆	地	27	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
	区	28	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
☆		29	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
					校庭	16,176	70	2.0	5,661
					体育館	2,039	70	3.3	432
☆	川	30	(株)USS東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
駐車場					13,890	70	2.0	4,861	
☆	間	31	野田市立川間小学校	野田市中里934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
					校庭	13,684	70	2.0	4,789
					体育館	882	70	3.3	187
☆	地	32	野田市川間公民館	野田市中里720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
☆	区	33	野田市立川間中学校	野田市中里136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
					校庭	19,610	70	2.0	6,863
					体育館	1,282	70	3.3	271

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

指定 避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		34	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
					校庭	44,366	70	2.0	15,528
					体育館	5,194	70	3.3	1,101
☆		35	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
					校庭	15,026	70	2.0	5,259
					体育館	1,065	70	3.3	225
☆		36	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
					校庭	14,196	70	2.0	4,968
					体育館	1,604	70	3.3	340
☆		37	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁 目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
					校庭	9,124	70	2.0	3,193
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		38	野田市 北コミュニティセンター	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
					駐車場	1,045	70	2.0	365
☆	北 部 地 区	39	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
					校庭	13,154	70	2.0	4,603
					体育館	1,101	70	3.3	233
☆		40	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
					校庭	25,560	70	2.0	8,946
					体育館	1,516	70	3.3	321
☆		41	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
					校庭	19,355	70	2.0	6,774
					体育館	1,232	70	3.3	261
☆		42	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		43	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474
					校庭	5,274	70	2.0	1,845
					体育館	751	70	3.3	159
☆		44	野田市総合公園 (体育館)	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
					園内	187,000	70	2.0	65,450
☆		45	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
					校庭	21,292	70	2.0	7,452
					体育館	1,415	70	3.3	300
☆	中 央 地 区	46	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
					校庭	23,169	70	2.0	8,109
					体育館	946	70	3.3	200
		47	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
		48	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
		49	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

指定 避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		50	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
					校庭	21,300	70	2.0	7,455
					体育館	2,065	70	3.3	438
☆		51	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
					校庭	9,173	70	2.0	3,210
					体育館	1,516	70	3.3	321
		52	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		53	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		54	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪新 町 3-14	園内	2,600	70	2.0	910
☆		55	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
					校庭	11,621	70	2.0	4,067
					体育館	948	70	3.3	201
		56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		57	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
☆		58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
					校庭	7,849	70	2.0	2,747
					体育館	796	70	3.3	168
☆		59	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
					校庭	16,053	70	2.0	5,618
					体育館	1,426	70	3.3	302
☆		60	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
					運動場	1,200	70	2.0	420
☆		61	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895
					校庭	15,404	70	2.0	5,391
					体育館	751	70	3.3	159
☆		62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865
					校庭	8,549	70	2.0	2,992
					体育館	608	70	3.3	128
☆		63	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
					敷地	23,200	70	2.0	8,120
	体育館				986	70	3.3	209	
☆	64	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390	
				校庭	21,727	70	2.0	7,604	
				体育館	1,599	70	3.3	339	
☆	65	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044	
				校庭	6,842	70	2.0	2,394	
				体育館	765	70	3.3	162	
☆	66	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169	

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

指定 避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆	福 田 地 区	67	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎 2008 南出張所 (7125)7921 南コミュニティ会館 (7125)7991	建物	2,292	65	3.3	451
					駐車場	1,100	70	2.0	385
☆		68	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
					校庭	17,788	70	2.0	6,225
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		69	野田市立みずき小学校	野田市みずき三 丁目 2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
					校庭	6,560	70	2.0	2,296
					体育館	1,458	70	3.3	309
☆		70	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882
	体育館				3,326	70	3.3	705	
☆	福 田 地 区	71	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
					校庭	7,431	70	2.0	2,600
					体育館	1,111	70	3.3	235
☆		72	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
					校庭	15,344	70	2.0	5,370
					体育館	1,447	70	3.3	306
☆		73	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247
					運動場	12,296	70	2.0	4,303
☆	74	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032	
				校庭	15,254	70	2.0	5,338	
				体育館	1,097	70	3.3	232	
☆	75	野田市立福田第二小学校	野田市西三ツ尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520	
				校庭	10,027	70	2.0	3,509	
				体育館	493	70	3.3	104	

○指定緊急避難場所一覧 [土砂災害対応]

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆	市内一円	1	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		2	野田市二川公民館	野田市桐ノ作 51-1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		3	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		4	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
☆		5	野田市川間公民館	野田市中里 <u>720</u> (7129)4002	建物	<u>800</u>	65	3.3	<u>157</u>
☆		6	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		7	野田市野田公民館	野田市中野台 168-1 (7123)7818	建物	1,134	65	3.3	223
☆		8	野田市中央公民館	野田市鶴奉 5-1 (7124)1558	建物	1,535	65	3.3	302
☆		9	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
☆		10	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
☆		11	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
	体育館				1,166	70	3.3	247	

○指定避難所一覧 [洪水対応]

大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、 関宿三軒家、関宿台町	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4	04-7196-1400	全て
関宿元町、関宿内町	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150	04-7196-0113	2F 以上
関宿台町、関宿元町飛地、 関宿江戸町飛地、西高野、 東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーマ (株)	野田市西高野 278-5	04-7196-1151	2F 以上
柏寺	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464	04-7196-0074	3F 以上
	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418	04-7196-0004	3F 以上
親野井	野田市 関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620	04-7198-3685	2F 以上
親野井、平井、東宝珠花、次 木、なみき一丁目～四丁目	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1	04-7196-2166	2F 以上
	野田市 関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1	04-7198-5011	2F 以上
	野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	04-7198-4321	2F 以上
次木、なみき一丁目～四丁目	野田市いちいのホール (関宿支所) (関宿コミュニティ会館)	野田市東宝珠花 237-1	04-7198-1111 04-7198-1941	2F 以上
桐ヶ作、古布内	野田市立 木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393-1	04-7198-0218	全て
	野田市立 木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	全て
	野田市立 関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197	04-7198-2075	全て
岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、 木間ヶ瀬	野田市関宿総合公園(体育館)	野田市平井 401	04-7198-8500	2F 以上
	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2F 以上
	(株)USS 東京	野市中里 2144-1	04-7120-8000	3F 以上
木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、 小山、蕨打、尾崎、東金野井、 日の出町、尾崎台、 泉一丁目～三丁目	野田市立川間小学校	野市中里 934	04-7129-4003	全て
	野田市立川間公民館	野市中里 720	04-7129-4002	全て
	野田市立川間中学校	野市中里 136-1	04-7129-4025	全て
	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F 以上
	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415	04-7129-8166	全て
	野田市立北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	野田市北コミュニティセンター (北出張所) (北コミュニティ会館)	野田市春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	千葉県立 野田中央高等学校	野田市谷津 713	04-7125-4108	全て
	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700	04-7122-5269	全て
	野田市北部公民館	野田市谷津 384	04-7122-3429	全て
	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1	04-7122-2748	全て
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	千葉県立 野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	全て
	千葉県立 清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	全て
山崎、山崎新町、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	全て
	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	全て
	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2F 以上
	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	野田市南コミュニティセンター (南出張所) (南コミュニティ会館)	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て	

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上 灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、 西三ヶ尾、大青田飛地	<u>野田市立</u> 福田第一小学校	<u>野田市</u> 三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
	<u>野田市立</u> 福田第二小学校	<u>野田市</u> 西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
	<u>野田市立</u> 二ツ塚小学校	<u>野田市</u> 二ツ塚 485-2	04-7138-1677	2F以上
	<u>野田市立</u> 福田中学校	<u>野田市</u> 三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	<u>野田市</u> 福田公民館	<u>野田市</u> 瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

平成 29 年 3 月 1 日現在

区 分	単 位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	小学校 中学校
サバイバルフーズクラッカー	缶	6,950	536	552	408	276	1164	276	164	556		138		2,880
保存水 (500ml)	箱 (24本/1箱)	826	1	45			342	100	25	153				160
保存水 (2000ml)	箱 (6本/1箱)	3,066	202	100	380	537	1,022			200				625
毛布	枚	13,190	205	230	840	560	3,620	100	130	700		250	855	5,700
敷きマット	枚	2,331											731	1,600
レスキューシート	枚	4,450	140										1,110	3,200
簡易トイレ	個	412								40		30	50	292
トイレ袋セット	枚	17,892											2,792	15,100
紙おむつ (新生児用)	枚	1,080								1,080				
紙おむつ (小児用：S)	枚	1,260								1,260				
紙おむつ (小児用：M)	枚	4,980								4,980				
紙おむつ (小児用：L)	枚	8,268								8,268				
紙おむつ (成人用パンツタイプ：M)	枚	2,754			612	612				1,530				
紙おむつ (成人用パンツタイプ：L)	枚	1,350								1,350				
紙おむつ (成人用テープ止めタイプ：L)	枚	312			156	156								
尿取りパッド (成人用)	枚	3,465								3,465				
生理用品 (昼用)	枚	7,070			480	480				6,210				
生理用品 (夜用)	枚	3,953			288	288				3,377				
ほ乳ビン	本	313	33			40				240				
粉ミルク (新生児用)	本	5,168	2,768							2,400				
粉ミルク (乳児用)	本	2,880	1,400							1,480				
三角巾大	枚	390					90			300				
発電機	台	42	30		1				1	10				
医療資器材	セット	6		1	1	1		1	1	1				

○ヘリコプター臨時離発着場

離発着場名称	所在地	座 標※	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由 大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57' <u>44</u> " E 139° <u>50</u> ' <u>52</u> "	教育長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57' <u>18</u> " E 139° 52' <u>29</u> "	市長	15 × 15	※
野田市文化センター 駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57' <u>23</u> " E 139° 52' <u>22</u> "	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N 35° 58' <u>24</u> " E 139° 50' <u>12</u> "	市長	100 × 120	大
野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01' <u>28</u> " E 139° 49' <u>24</u> "	教育長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56' <u>22</u> " E 139° <u>54</u> ' <u>52</u> "	市長	60 × 30	小

※全備重量 4.4 t、全長 15m以下の機種に限る。

※座標は世界測地系

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成29年3月1日現在

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	H8. 2. 23	1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救護活動に必要な車両、船艇等の提供 4 救援及び応急復旧に必要な医事職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5 被災傷病者の受け入れ 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8 ボランティアの受付及び活動調整 9 その他
全市町村及び15衛生等組合	災害時における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	全市町村・香取広域市町村圏事務組合・長生郡市広域市町村圏組合・鋸南地区環境衛生組合・東総衛生組合・印旛衛生施設管理組合・柏白井鎌ヶ谷環境衛生組合・山武郡市広域行政組合・夷隅環境衛生組合・印西地区衛生組合・匝瑳市ほか二町環境衛生組合・佐倉市、酒々井町清掃組合・山武郡市環境衛生組合・東金市外三市町清掃組合・印西地区環境整備事業組合・安房郡市広域市町村圏事務組合	H9. 7. 31	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合の相互援助について

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
静岡県 島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援 5 前各号に定めるものの他、特に要求のあった応援
茨城県 境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急対策及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急対策及び応急復旧に必要な職員の応援 5 ボランティアのあっ旋 6 避難が必要な被災者の受け入れ 7 前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援
21市町村及び14衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合・さしま環境管理事務組合	H25.7.12 H28.10.21 (追加)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

平成29年3月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7. 4. 26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ライフコーポレーション	H7. 4. 26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	パルシステム千葉	H17. 4. 26	
	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンノア店	H18. 7. 19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
	災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	H13. 8. 28	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県LPガス協会野田支部	H22. 1. 20	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	カ・コーライストジア株式会社	H22. 2. 26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
	災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	H26. 6. 6	災害時の仮設トイレの供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H27. 3. 20	災害時の食料・飲料水・生活必需品等の供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン株式会社	H27. 4. 17	段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等）の供給協力
	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブンイレブン・ジャパン	H28. 1. 20	災害時の物資（食料品、飲食品、日用品等）の供給協力
災害時の物資供給等に関する協定	(株)マツモトキヨシ	H28. 12. 1	災害時の物資（医薬品、食料品、飲食品、日用品等）の供給協力	

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	野田市医師会	S60. 11. 9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区	H11. 8. 27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	野田市歯科医師会	H16. 8. 12	災害時の歯科医療活動の要請
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	(株)東芝 東関東支店	H28. 12. 1	水道施設の災害復旧設備工事等に関すること

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	千葉県北部建設協同組合	H16. 4. 6	災害時における応急工事等に関すること
	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	県北建設業協同組合	H16. 4. 6	災害時における応急工事等に関すること
	災害時における水道施設復旧等協力に関する協定	野田市管工事協同組合	H18. 1. 23	災害時における復旧工事等に関すること
	災害時における応急措置に関する協定	千葉土建一般労働組合野田支部	H22. 1. 20	災害における応急措置に関すること

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援協定	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29. 2. 17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	災害時支援協力に関する協定	株式会社千葉カントリー倶楽部	H25. 10. 29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	紫興業株式会社	H25. 10. 29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	PGMプロパティーズ株式会社	H25. 10. 29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	広告付避難場所看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	H27. 10. 7	電柱に設置する看板(巻広告)の趣旨に賛同した民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載

6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

○保育園・幼稚園

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453-1
2	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527-13
3	コビープリスクールせきやど保育園	野田市なみき二丁目 3-3
4	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1
5	関宿幼稚園	野田市新田戸 522

○高齢者施設

NO	施設名	所在地
1	関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作 666
2	ささらホーム	野田市桐ヶ作 933-4
3	福聚苑老人保健施設	野田市中戸 20
4	ツクイ木間ヶ瀬	野田市木間ヶ瀬 612-1
5	ポプラ	野田市木間ヶ瀬 613-14
6	縁「ゆかり」野田センター	野田市木間ヶ瀬 2148-3
7	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬 2460-21
8	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬 2711-6
9	アロハデイサービス	野田市木間ヶ瀬 2764-63
10	ゆりの木	野田市木間ヶ瀬 3162-1
11	かえで	野田市木間ヶ瀬 4011-5
12	バニヤンツリー関宿	野田市木間ヶ瀬 4877-1
13	デイサービスセンター ウェルフェア	野田市木間ヶ瀬 6129
14	陽だまり	野田市尾崎 1109-3
15	星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸 189-29
16	はあとデイサービス日の出町	野田市日の出町 9-4

○障がい者施設

NO	施設名	所在地
1	キッズセンターさくら関宿台町事業所	野田市関宿台町 278
2	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	野田市西高野 334-1
3	ウィズパートナー	野田市東宝珠花 247-2
4	きらり	野田市木間ヶ瀬 1936-1
5	くすのき苑	野田市木間ヶ瀬 3121
6	ワークショップくすのき	野田市木間ヶ瀬 4011-5
7	放課後デイサービスSanta	野田市木間ヶ瀬 4359-3
8	放課後デイサービスCherie	野田市木間ヶ瀬 4359-10
9	ほのか	野田市木間ヶ瀬 4839-101
10	のぞみ	野田市尾崎 837-15
11	わくわくスポーツ広場	野田市尾崎 1719-1
12	つばさ	野田市目吹 2578-4
13	たんぽぽ保育園あしたば	野田市山崎 1088-2
14	野田芽吹学園	野田市下三ヶ尾 875-1
15	LS～ルース～	野田市瀬戸 189-48
16	就労サポート・のだ	野田市三ツ堀 356-1

6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

○その他の施設

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿学童保育所	野田市関宿台町 171
2	野田市立二川学童保育所	野田市桐ヶ作 464
3	野田市立関宿中央学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
4	野田市立関宿中央第二学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
5	野田市立関宿子ども館	野田市木間ヶ瀬 620
6	野田市立木間ヶ瀬学童保育所	野田市木間ヶ瀬 3640
7	野田市立みずき学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3
8	野田市立みずき第二学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3